「戦争する国」許さない/徹底批判解釈改憲 【TOP】

- 1/ "法治、から "人治、へ変貌
- 2/憲法は権力制限の構造
- 3/自衛とは無縁のごまかし
- 4/「必要最小限度」なのか
- 5/「歯止め」をなくす結論
- 6/明治大学浦田一郎教授に聞く
- <u>7/96</u>条無視のクーデター
- 8/審議の積み重ねを破棄
- <u>9/「法の支配」との矛盾</u>

1/ "法治、から "人治、へ変貌

「海外で戦争する国」づくりを狙う安倍政権は、解釈改憲によって集団的自衛権の行使 容認を進める道に踏み込みました。解釈改憲の問題点をみます。

「"法治"ではなく"人治"への道を開く一里塚になるのではないか」

小泉政権時に内閣法制局長官を務めた阪田雅裕氏は、最新の著書『「法の番人」内閣法制局の矜持』で、政府の憲法解釈の独断的な変更に強く警鐘を鳴らしています。

「責任者は私」

歴代政府が「憲法はわが国の法秩序の根幹」とした"法治"を、権力者の一存による"人治"に変貌させてしまう一。集団的自衛権行使の容認について安倍晋三首相が「最高責任者は私だ。政府の答弁にも私が責任を持って、その上で選挙で国民から審判を受ける」(12日、衆院予算委員会)、「政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることによって(行

使は)可能だ」(5日、参院予算委)とした答弁は、まさに阪田氏の指摘を裏付けるものです。

阪田氏は20日、集団的自衛権を考える超党派議員と市民の勉強会で講演し、「憲法だけ 明文改正なしに解釈でやれるなら立法府もいらない、法律も解釈で運用すればいいことに なり立憲主義、法治主義の大原則に反する」と批判。「この問題は憲法改正が必要か必要で ないかという立場を超えて、共同していただかなければならない」と訴えました。

安倍首相の発言に対しては古賀誠自民党元幹事長が「立憲国としてとても考えられない」「普通だったら予算委員会が止まるほどの大騒動の話」(16日放映の民放番組)と批判。 自民党総務会(13日)の場でも「その時々の政権が解釈を変更できることになる」(村上誠一郎元行革担当相)との声が続出しました。

世論調査では、憲法解釈見直しによる集団的自衛権の行使容認に53%が反対(共同通信社1月調査)。行使容認の是非を超え、憲法によって国家権力を縛る立憲主義を真っ向から否定する安倍首相の姿勢にノーといっているのです。

介入の口実に

安倍首相が執着する集団的自衛権とは、自国が攻撃を受けていなくても、同盟国などが 攻撃を受けた場合、武力で反撃する「権利」です。アメリカが軍事同盟を合理化するため、 国連憲章に持ち込んだもので、実態としても大国による軍事介入の口実とされてきました。

日本では歴代政府は1950年代から「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする解釈を積み重ねてきました。半世紀以上にわたる政府自身の憲法解釈を全否定し、百八十度変えることは「解釈」に名を借りた憲法の破壊です。「解釈改憲」自体が憲法の根本に反するものです。

(2014年02月21日,「赤旗」)【TOP】

2/憲法は権力制限の構造

「憲法が国家権力を縛るものだという考え方は、かつて王権が絶対権力を持っていた時代の主流的な考え方だ」(3日、衆院予算委)。安倍晋三首相は、憲法による権力制限=立憲主義そのものを過去のものとして否定するような発言までしています。

人権の保障へ

しかし、立憲主義は過去の王権の時代の考え方ではありません。基本的人権を「法律の範囲」内でしか認めず、治安維持法などで徹底的に思想・言論を弾圧したうえ、侵略戦争の惨禍で、言語に絶する苦しみを国民にもたらした―。日本国民自身のこの痛苦の経験から、戦後に制定された日本国憲法は、権力制限の考えを鮮明に示しています。

それを最もよく示しているのが前文と第10章「最高法規」の章です。

憲法前文は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」と政府を「縛り」、憲法をつくる力が国民にあるとしたうえで、その原理に反する「一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」としています。

また第10章の冒頭にある97条は、基本的人権が「侵すことのできない永久の権利と して信託されたもの」とし、憲法が人権保障を目的とするからこそ「最高法規」だと定め ているのです。

こうした憲法の「最高法規」性を保障するものとして、裁判所の違憲審査権を規定しています(81条)。第2次世界大戦後、違憲立法審査制が世界の憲法に広がったことは、憲法による権力制限、人権保障が現代憲法の中核であることを示しています。

たとえ民主政治のもとで9割以上の圧倒的賛成で成立した法律も、不当に人権を侵害するものは無効一。ここに憲法の本質的役割があります。

9条を厳格に

96条が規定する厳格な憲法改定続きも憲法が「最高法規」であることを支えるものです。憲法尊重擁護義務(99条)も天皇や国務大臣、裁判官などに課しているだけです。

こうした憲法の構造に照らせば、憲法の解釈は恣意的なものであってはならず、厳格になされるべきことは当然です。「権力の中の権力」である軍事を、否定・拘束する9条を厳格に解釈することは最も重要な課題です。「解釈改憲」は立憲主義への最も乱暴な挑戦です。

しかし安倍首相が振りかざす自民党改憲草案は、97条の人権の永久不可侵規定を全面削除、96条の厳格な改憲手続きを緩和し、99条の憲法尊重擁護義務を国民に課すなど、立憲主義を自ら乱暴に踏みにじろうとしており、そもそもその足場がないのです。(つづく)(2014年02月22日,「赤旗」)【TOP】

3/自衛とは無縁のごまかし

「かりに共産党が南米諸国中の一国の政府の支配権を握ったとすれば…合衆国又は他の 米州条約調印国は、ソ連の同意がなければ、平和のための強力な行動をとることができな いのである」

1951年のサンフランシスコ講和会議の米国全権代表で後に国務長官となるジョン・F・ダレスは著書『戦争か平和か』で、国連憲章に「集団的自衛権」を書き込むに至った動機について、こう述べています。自分の勢力圏で、ソ連の拒否権に邪魔されることなく軍事行動をとる一。そのための「適当な方式」が国連憲章51条として盛り込まれたのです。

認められない

こうした出自を持つ集団的自衛権ですから、「自衛」とは名ばかり。日本政府の憲法解釈 では50年代から、集団的自衛権の行使は認められないとされてきました。 72年の参院決算委員会に政府が提出した資料では、「我が憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫不正の侵害に対処する場合に限られる」と明記しました。「我が国に対する武力攻撃がない」ことが集団的自衛権の行使を禁ずる理由であると明確に示されたのです。政府は81年答弁書などでこの見地を繰り返してきました。

憲法9条2項の「戦力不保持」規定のもとで、自衛隊は「自衛のための必要最小限度の実力」であり、あくまで「戦力」ではないとされました。 "国際標準の軍隊" ではないとしたことで、自国への武力攻撃がない場合の武力行使=集団的自衛権の行使は許されないとされたのです。

阪田雅裕元内閣法制局長官は著書『政府の憲法解釈』で、「一言でいえば、個別的自衛権が『我が国に対する武力攻撃の発生』を発動の要件とする自国防衛権であるのに対して、 集団的自衛権は『外国に対する武力攻撃』があったことを前提とする他国防衛権にほかならない」と強調。両者は「決定的にその性格を異にする」としています。

必然性はない

ところが、集団的自衛権行使容認などを検討している「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)座長代理の北岡伸一国際大学学長は『中央公論』13年10月号で、集団的自衛権についてごまかしの説明をしています。

軍事大国Aが、中小国B、C、Dを脅かす状況を想定し、「B、C、Dが相互に守りあうこと、すなわち集団的自衛権の行使は当然」と、"中小国が互いに守りあうこと"が集団的自衛権だというのです。これでは「個別的自衛権を共同で行使」することになります。しかし、個別的自衛権がそれぞれに発動できるなら、「集団的自衛権」を持ち出す必然性はありません。

決定的な違い

個別的自衛権→自国防衛権

日本に対する武力攻撃の場合に発動

集団的自衛権→他国防衛権

他国に対する武力攻撃の場合に発動

(2014年02月24日,「赤旗」)【TOP】

4/「必要最小限度」なのか

「集団的自衛権は "必要最小限度を超えるからだめ、というが、時代が変わった。これまでの政府の解釈は自衛隊が海外派遣をしていない状況の中で決めたものだ」

安全保障問題にかかわる自民党議員は、憲法9条のもとでの集団的自衛権行使を禁じた 1981年の政府答弁書での憲法解釈についてこう述べます。今では集団的自衛権が「必 要最小限度の範囲」に「入るはず」だというのです。

集団的自衛権の行使容認などを検討している「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇

談会」(安保法制懇) 座長代理の北岡伸一国際大学長も、時代の変化の中で集団的自衛権の 行使は「必要最小限度」の範囲に含まれると主張しています。

安倍 VS 法制局

実は、こうした議論は10年前、当時自民党幹事長だった安倍晋三首相が内閣法制局と の間で論争していた問題でした。

04年1月26日の衆院予算委員会で安倍氏は、「(必要最小限度の)『範囲にとどまる』 というのは数量的な概念ではないか。とすれば論理的にはこの範囲に含まれる集団的自衛 権というものがあるのではないか」と質問。

答弁に立った秋山収内閣法制局長官は、「範囲を超える」という説明は「自衛権行使の第一の要件、すなわち、我が国に対する武力攻撃が発生したことを満たしていない」ことを示すものだと述べました。安倍氏が集団的自衛権容認を持ち出した「数量的な概念」を明確に否定したのです。

破綻ずみ主張

自衛権発動の要件とは①日本に対する急迫不正の侵害(武力攻撃の発生)②排除するための他の適当な手段のないこと③必要最小限度の実力行使の範囲内一の三つです。

①の要件がない以上、集団的自衛権は、自衛権発動の要件を常に満たさないと確認してきたのが政府の立場です。日本への武力攻撃がないときに武力行使はできないという解釈は、自衛隊が9条2項のもとで国際標準の「戦力」ではないとされたことと不可分一体のものです。「量的判断」だから「時代の変化」で解釈を変えられるという主張はすでに破綻しています。

自衛をめぐる「必要最小限度」という要件は、自衛隊の位置づけや個別的自衛権の発動の要件など、いくつか異なる次元で用いられ、「(数量的概念と)誤解を招きやすいことは確か」「近年はそういう言い方をしないようにしてきました」(阪田雅裕元内閣法制局長官、『「法の番人」内閣法制局の矜持』)との経緯があり、その大きな転機となったのが安倍・秋山論争だったのです。

(2014年02月25日,「赤旗」)【TOP】

5/「歯止め」をなくす結論

「結論を言えば、集団的自衛権の行使は国際法上も認められているし、憲法上も許されている。国連の集団安全保障、国際社会として取る措置に参加することも禁じられていない」

集団的自衛権の行使容認を検討している「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」 (安保法制懇)の柳井俊二座長(元駐米大使)は、2008年にまとめた報告書について こう述べ、4月に出す報告書についても「そこは変わりがない」としています。(昨年8月

4日のNHK番組)

法制局を批判

北岡伸一座長代理(国際大学長)も同趣旨の発言を繰り返していますが、21日の日本記者クラブでの会見では、「あらゆる紛争で武力行使してはいけないと解釈しているとしか思えない」と歴代の政府の憲法解釈の立場をとる内閣法制局を批判。PKO(国連平和維持活動)で武器使用が制限されていることに不満を示し、「憲法だけで安全が守れるというのは幻想だ」と述べました。

実際、同懇談会が08年にまとめた報告書では、「憲法第9条は、個別的自衛権はもとより、集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障活動への参加を禁ずるものではないと解釈すべきもの」と指摘。自衛権発動の第一の要件である「我が国に対する急迫不正の侵害」についても、集団的自衛権行使を認め「変更する必要がある」としました。

政府が昨年末にまとめた「防衛計画の大綱」では、「国際平和協力活動を積極的かつ多層的に推進する」とし、自衛隊全体を "海外派兵仕様" に大改造する計画を提唱。その「法的基盤」が集団的自衛権行使や集団安全保障参加の解禁です。

日米同盟優先

安保法制懇の第6回会合(4日)の資料では、「『組織的計画的な武力の行使』と判断できないような状況」で、米国に向けて発射された弾道ミサイルを「破壊すべき」だなどと主張。集団的自衛権行使の要件を満たさず、国際法上の根拠のない場合にまで、日米同盟最優先で武力攻撃を容認するという態度です。

憲法 9 条の言葉はそのままに、集団的自衛権の行使、国連集団安全保障活動、国際法の 許さない軍事活動までも認めていく―。9 条による「歯止め」をすべてなくしてしまう「結 論」が並んでいます。

その先には、これまで保有が認められなかった長距離ミサイルや原子力潜水艦、空母を 含む大軍拡と、自衛隊が戦闘の最前線に立ち「殺し殺される」世界があります。

(2014年02月26日,「赤旗」)【TOP】

6/実質は9条2項の削除

集団的自衛権の行使容認を検討している「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会 (安保法制懇)」は、9条の歯止めをすべてなくすことを狙い、合理化を図ろうとしていま す。その問題について、浦田一郎明治大学教授に聞きました。

(聞き手・中祖寅一)

政府の安保法制懇は、「憲法解釈変更」の "論理" として、政府のいう「必要最小限度」の「自衛のための措置」には集団的自衛権も含まれるとしています。この解釈では、国連体制の下でPKO(国連平和維持活動)や国連決議に基づく多国籍軍などの集団安全保障

関係への武力による参加も認められることになります。

侵略のみ禁止

そうなると憲法9条が禁止するものは、侵略戦争以外に何もないということになります。 侵略戦争は9条がなくても国連憲章をはじめとする国際法で禁止されているので、「9条が 侵略戦争を禁止した」と言っても特別の意味はないのです。

また、安保法制懇の議論では、9条の解釈として、9条1項が禁止するのは「侵略戦争」 だとしたうえで、2項の戦力不保持も「侵略的な戦力」の不保持を定めたものと解釈する べきだといっています。

これはもともと、憲法制定時に、9条2項の戦力不保持に「前項の目的を達するため」 という文言の挿入(芦田修正)を提案した芦田均衆院憲法改正小委委員長などが主張して いたものです。

しかし、この立場に立つと、9条2項は単に1項に従属するだけのもので、侵略的軍隊 以外は何でも持てるということになります。例えば、国連憲章で認められた集団的自衛権 の行使や武力による集団安全保障活動もすべて認められることになります。

法的論理欠く

そうすると、これも結局、9条2項を無視することになります。法規範としての存在意義を失わせる解釈で、法的な論理として欠陥があるといわざるを得ません。安倍晋三首相や安保法制懇の人たちは、「解釈の変更」といいますが、自民党の改憲草案と同じで、実質は9条2項の削除一。明文改憲でやろうとすることを「解釈改憲」でやるということが明白です。

これに対し、政府はずっとこのような解釈は採らないとし、自衛隊は「戦力」ではなく 「必要最小限の実力」と説明してきました。

9条2項に法的意味を認め、2項による限定として「戦力」を正面から認めないという 立場をとったためです。政府の「自衛隊合憲」論には問題があると思いますが、政府の論 理に則してみれば、「戦力」保有を否定し、集団的自衛権を否定することはそれなりに一貫 性があるといえます。(つづく)

(2014年02月28日,「赤旗」)<u>【TOP</u>】

7/96条無視のクーデター

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認という安倍晋三首相の手法に、改憲派からも「内閣で決めていいことなら憲法改正など必要ないとなる」との批判があがっています。

本来の手続き

憲法改定は本来、96条の改憲手続きに基づき、衆参各院の3分の2以上の賛成による

国会発議と、国民投票での過半数の賛成を得なければなりません。解釈改憲は、この96 条に違反する暴挙です。

96条の憲法改定のための国民投票は、国民主権原理と密接不可分です。

憲法前文は「主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、 国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表 者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と、国民主権原理を明記していま す。

憲法学説では、「国民主権」の意味は、国のあり方を最終的に決める力と権威が国民にあることとされています。国の基本法である憲法を制定し、改定することは国民主権の重要な内容なのです。96条が憲法改定に国民投票を求めているのは、国民主権と不可分です。

安倍首相は、「(政府の) 最高責任者は私だ。政府の答弁に私が責任をもって、そのうえで選挙で審判を受ける」(2月12日)などと述べますが、国民投票を経ずに「閣議決定」で憲法の中身を変えてしまう解釈改憲は、国民主権原理を正面から踏みにじるものです。

判断機会奪う

安倍首相は昨年来、96条の改憲手続き緩和を主張し、「6、7割の国民が変えたいと思っても、3分の1をちょっと超える国会議員が反対していれば、国民が指一本触れることができないのはおかしい」(2013年4月22日の参院予算委員会)などとし、改憲発議の要件の緩和で改憲をしやすくし、「憲法を国民の手に取り戻す」と繰り返していました。

ところが解釈改憲は、首相の言葉とはまったく逆に、憲法改定についての国民の判断の 機会と権利を奪い、憲法を国民から奪い去るものです。

もともと憲法9条を改定し「国防軍」創設を掲げながら、それが困難と見るや、改憲手続きの緩和(96条改定)という「邪道」に走りました。それが権力者による権力への縛りを解く「立憲主義破壊だ」と厳しい批判を受けると、今度は96条を無視して多数独裁の「閣議決定」で憲法破壊に走る一。まさにクーデターです。

(2014年03月02日, 「赤旗」)【TOP】

8/審議の積み重ねを破棄

「安保法制懇の結論を得て、政府としての検討が始まり、同時並行で与党でも調整をしていく。その上で最終的な案が決まり閣議決定する」

安倍晋三首相は2月20日の衆院予算委で、「憲法解釈の変更を閣議決定する前に国会で 議論するべきだ」という野党議員の繰り返しの質問に最後まで答えず、 "国会審議抜きで 憲法解釈変更の閣議決定" を強行するという態度を示しました。

千五百の会議で

安倍首相は「閣議決定したものについて(国会で)議論いただく、それに沿って自衛隊 法を改正する」(同前)とも述べます。もっともらしく聞こえますが、とにかく国会審議抜 きに、行政の意思決定手続きにすぎない閣議決定で憲法解釈変更を強行する態度です。

集団的自衛権の行使は憲法上許されないという政府の憲法解釈は、衆参の予算委員会をはじめ、国会での無数の審議を経て積み重ねられてきたものです。国会図書館の国会議事録検索システムで調べると、日米安保条約が締結された1951年以降、1500回を超える会議で議論されています。

とりわけ、「他国防衛権」であり海外での武力行使に道を開く集団的自衛権の行使をめぐっては、日米同盟の強化や90年代以降の自衛隊の海外派兵が問題になるたびに、法案審議にも絡み論議されてきました。

自民党の石破茂幹事長も防衛庁長官当時、有事法制の審議の中で「わが国が攻撃を受けていないにもかかわらず、わが国に対する攻撃とみなして自衛権を行使するというのが集団的自衛権であり…行使できないという解釈を政府はしておる」(2004年4月27日)と答弁してきました。

国権の最高機関

国会は、主権者国民に直接の基礎を持つ「国権の最高機関」(憲法41条)です。内閣をはじめ行政権に対する監督権を持ち、行政の民主的コントロールを実現する立場に立っています。憲法解釈をめぐる政府の国会での答弁は極めて重く、一方的に「変えました」で済まされるわけがありません。

自衛隊海外派兵のための周辺事態法、テロ特措法、イラク特措法などには、いずれも「対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない」という条項を盛り込み、憲法9条の制約を法律に具体化しています。内閣がこれを最大限尊重するのが立憲政治の当然の姿です。

自衛隊法などの改定案とりまとめに、憲法解釈変更の閣議決定の先行が必要というのが本音。法案審議に進めば、秘密保護法のように数の力と翼賛体制で一気に押し切る乱暴な「戦略」が透けて見えます。

(2014年03月03日, 「赤旗」)**【TOP】**

9/「法の支配」との矛盾

「私は、自由や民主主義、人権、法の支配の原則こそが、世界に繁栄をもたらす基盤である、と信じます」。安倍晋三首相の施政方針演説(1月24日)の一文です。しばしば「価値観外交」なるものを標榜(ひょうぼう)する際にこの「法の支配」も口にします。

世界でも "異常、

そもそも、「法の支配」とは、中世イギリスの「王権も法の下にある」という諺(ことわざ)に由来したもの。王の一存で政治のすべてが決められる "人治"に対し、法による権力の制限を認める考え方です。民主主義や民衆の自由を守る理念を含み、立憲主義や法治主義にも密接に結びつき、アメリカ合衆国憲法制定にも影響を与えました。

「価値観外交」はもともと、「民主的価値を共有する国」の連携を強調して中国包囲を狙 うものですが、集団的自衛権の行使容認のために権力者が憲法の内容を都合よく変えよう とする安倍首相の手法は、「法の支配」と明らかに矛盾します。

米紙ニューヨーク・タイムズ2月19日付は、「日本の安倍晋三首相は、正式な改定ではなく、彼独自の再解釈による憲法の基本原則の変更に危険なまでに接近」と解釈改憲の動きを批判。憲法の明文改定が「面倒かつ不人気だからといって、安倍氏が『法の支配』に逆らってよい理由にはならない」と述べました。安倍首相の手法は世界的にも "異常"と映っています。

他方、韓国外務省の趙泰永(チョ・テョン)報道官は2月11日、「憲法解釈変更を通じた集団的自衛権を狙う」動きだと指摘し、「過去の歴史に起因する周辺国の危惧(きぐ)と 憂慮を解消する方向で、透明に行われるべきだ」と述べ、日本政界における歴史逆行の動きを強調しました。

集団的自衛権についての解釈改憲と歴史修正が同時並行で進むことが、深刻な警戒を呼んでいるのです。

国際的不信深く

憲法9条は、軍事を否定し権力を拘束すると同時に、アジアと世界に対する侵略の反省と不戦の誓いを示す国際公約です。安倍首相の靖国参拝や、旧日本軍による「慰安婦」問題での歴史修正の動きは、9条のなし崩し破壊です。安倍首相は昨年8月15日の政府主催・全国戦没者追悼式の式辞で、歴代首相が表明していたアジア諸国に対する加害の「反省」や「不戦の誓い」を削除しました。

歴史修正の動きは、侵略戦争の反省という戦後国際秩序の原点や基本的人権など「世界 共通の価値観」への反逆です。「法の支配」の否定とあわせ、国際的不信が深まっています。 (おわり)

(この連載は中祖寅一が担当しました)

(2014年03月06日,「赤旗」)